

こども・子育て支援会議 部会の新設について（案）

子ども・子育て支援新制度では、市町村等が施設・事業の認可・確認を行うに際して、合議体から意見聴取を行う仕組みが新たに設けられました。

本市では、施設・事業の確認並びに幼保連携型認定こども園の認可に関して、次のとおり、本市こども・子育て支援会議に部会を新設して対応したいと考えています。

1 新設部会について 次項のこども・子育て支援会議条例の改正が前提です。

<部会名称> （仮称）認可・確認部会

<所掌事項>

子ども・子育て支援法に基づき、本市が行う施設・事業の確認に関すること。

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「改正認定こども園法」）に基づき、本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関すること。

<委員構成> 学識経験者（2名） 児童福祉関係者（2名） 弁護士、公認会計士 合計6名

<スケジュール>

・平成26年9月設置予定。平成26年度中に3回程度、平成27年度以降も年数回の開催を想定。

・必要に応じて、こども・子育て支援会議に報告する。

2 こども・子育て支援会議条例の改正について

改正認定こども園法第25条により、幼保連携型認定こども園に関する合議体は条例上の位置付けが必要なため、現行の本市こども・子育て支援会議条例に、改正認定こども園法に基づく合議体である旨を追加する必要がある。そのため、次の内容で条例改正を行いたいと考えている。

（1）条例改正案（現在検討中の案文）

こども・子育て支援会議条例（平成25年3月4日条例第6号）第1条

（現行）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下、「支援会議」という。）を置く。

（改正案）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下、「支援会議」という。）を置く。 下線部を追加

（2）条例改正時期 本年9月の条例改正を予定している。

(参考条文)

○ 子ども・子育て支援法第 3 1 条第 2 項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき、は、あらかじめ、第 7 7 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○ 子ども・子育て支援法第 4 3 条第 3 項

市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 7 7 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○ 子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（第 1 号）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 3 1 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

（第 2 号）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 4 3 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

○ 改正認定こども園法第 2 5 条

第 1 7 条第 3 項、第 2 1 条第 2 項及び第 2 2 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

こども・子育て支援会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第6号。以下「市規則」という。）第3条の規定に基づき、こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 支援会議には、こども・子育て支援会議条例第6条第1項の規定により、別表に掲げる部会を置くものとする。

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 項
教育・保育部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育の量の見込み及び教育・保育の提供体制の確保などに関する事
放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事 と及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事。 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関する事。

こども・子育て支援会議 教育・保育部会について

(1) 設置の趣旨

教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）等に関する地域の実情を踏まえ、専門的な立場から検討を行うため、「教育・保育部会」を設置する。

(2) 主な検討内容

本市のこども・子育て支援計画(仮称)に係る、「教育・保育の量の見込み」及び「教育・保育の提供体制の確保」などに関すること

(3) メンバー構成

教育・保育施設及び小規模保育等関係者、有識者により構成

(4) スケジュール（案）

- ・平成 26 年 3 月に、教育・保育部会（第 1 回）開催

9 月

以降～6月頃まで、月 1 回程度開催・・・第 4 回部会で提案、了承。

9 月以降は必要に応じて開催・・・第 5 回部会で提案、了承。第 2 回親会で提案。

- ・必要に応じて、こども・子育て支援会議へ報告を行い、会議にて審議。